

2025 年 第 37 回栃木県ゴルフ連盟支部対抗ゴルフ大会(70 歳以上の部)

開 催 日 : 10 月 29 日(水)

開催コース : 那須野ヶ原カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

(a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a) 修理地

(1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。

(2) グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

(b) 動かさない障害物

(1) 排水溝

(2) バンカー内の排水栓

(3) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。

(4) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

(5) 8 番ホールのグリーン左にあるカート道路の上に球があったりスタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは次のことができる: □ 規則 16.1 に基づき罰なしの救済を受ける。または、追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

また、カート道路を超えて 6 番ホールのレッドペナルティーエリア内に球が入った場合、ペナルティーエリアのためのドロップゾーン(黄線で表示)は 1 打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。

3. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

(a) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

4. クラブと球の規格

(a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰: 失格

5. 保護フェンス

3 番ホールのグリーン後方の防球ネットの一部がホールとプレーヤーの球を結ぶ線上に介在する場合は、指定ドロップゾーン(黄線で表示)にドロップすることによって罰なしで救済を受けることができる。但し、指定ドロップゾーンは防球ネットの左右にあるので、球の止まった位置によりセンターラインで判断すること。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。指定ドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

6. ゴルフシューズ

ローカルルールひな型 G-7 を適用する。

7. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰: 失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b, c, d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断 :
 通常の中断 : カートナビおよび本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
 プレーの再開 :

8. 練習

- (a) ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
- ・ 終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。
 - ・ 終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

9. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
 このローカルルールの違反に対する罰: 違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホール間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がされた時点をもって終了したものとみなす。

4. 競技の成立

降雨・落雷・日没等により18ホールのラウンドが不可能な場合は、委員会の裁定により0.5ラウンドで競技を成立させる場合がある。

5. 使用ティーマーカー

本競技においては、「黄ティーマーカー」を使用する。

6. 順位決定方法

同スコアの場合は、4位者のスコアにより順位を決定する。4位者が同スコアの場合は1位者のスコアとし、それでも決まらない場合は、1位者の「マッチング・スコアカード方式」により決定する。それでも決しない場合は2位者、3位者と繰り下げ決定する。

注意事項

1. 球がグリーン上にある場合、グリーンリーディング資料(ヤーデージブック、カートナビ等)の制限に違反した資料をプレーの線を読む支援として使用すると規則4.3の違反となる。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則1.2aおよび20.2に基づいて失格とする場合がある。
4. 打ち放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。
5. アプローチ・バンカー練習場は使用禁止とする。

競技委員長 赤羽 弘光

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	360	467	140	389	329	162	339	351	466	3,003
Par	4	5	3	4	4	3	4	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
347	154	324	467	376	145	318	475	351	2,957	5,960
4	3	4	5	4	3	4	5	4	36	72